

公益財団法人和歌山県農業公社 農地中間管理事業規程

(事業実施の基本方針)

第1条 公益財団法人和歌山県農業公社（以下「公社」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第3条に基づき和歌山県において作成される農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

(事業実施区域)

第2条 公社が行う農地中間管理事業の実施区域は、和歌山県の区域（都市計画法（昭和43年法律第百号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く）とする。

(事業対象農用地等)

第3条 公社が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの（以下「農用地等」という。）とする。

- 一 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの（以下「農用地」という。）
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（以下「混牧林地」という。）
- 三 農業用施設の用に供される土地

2 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地について実施する農地中間管理事業は、農用地につき実施する当該事業と併せ行う場合に限るものとする。

(農地中間管理権の対象となる農用地等の基準)

第4条 公社が農地中間管理権（法第2条第5項に規定する「農地中間管理権」をいう。以下同じ。）の対象とする農用地等は、原則として、借受希望者への貸し付けが見込まれる農用地等とし、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等として次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。

なお、対象とする農用地等の詳細は別に定める。

- 一 農業委員会による利用状況調査において再生不能と判定されている荒廃農地。
- 二 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による

利用条件の改善が予定されていないもの。

- 三 公社は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

(農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準)

第5条 公社は、人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域や、多面的機能支払い交付金、中山間地域等直接支払い交付金、機構関連農地整備事業又は果樹産地構造改革計画等に係る地域の協議において、農地利用の在り方も議論されている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。

なお、区域以外において農地中間管理事業が行われることを妨げるものではない。

(借受けを希望する者の募集)

第6条 法第17条第1項の規定に基づく借受希望者の募集は、原則として、毎年6月、9月、12月及び3月に30日程度の期間で市町村又はこれより小さい区域ごとに行う。この他に必要な場合には、追加して募集を行うことができる。なお、募集対象者の詳細は別に定める。

- 2 募集に当たっては、当該地区における農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）、当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）を明確にして募集するものとする。
- 3 募集に当たっては、借受希望者の借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件、借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別、借受けを希望する期間、現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）、当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）について明確にしてもらうものとする。
- 4 募集は、インターネットの利用等により行うものとする。
- 5 新規就農者や広域で借受けを進めている法人経営体等の地域で新たに農用地等を確保して意欲的に農業に取り組もうとする者の情報把握に勤め、必要に応じて、募集に応じってもらうよう促すものとする。
地域内に担い手が十分いない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、地域内外の農業者や法人等に対して募集に応じってもらうよう個別に働きかけるものとする。

- 6 募集に応じた者については、その氏名又は名称、当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別、借受けを希望する農用地等の種別、面積、借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別等を整理しインターネットの利用により公表するものとする。
- 7 公社は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するように努め、また、法第18条第5項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

(貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法)

第7条 公社は、関係機関と連携を密にして、各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況、当該地域の担い手の状況、当該地域における機構を活用した農地流動化の機運の有無、当該地域の遊休農地の現状及び今後の見通しを把握するとともに、機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努めるものとする。

- 2 公社は、貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。
- 3 公社は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、借受希望者に可能な限り短時間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
- 4 農地中間管理権取得業務の実施地域に存する農用地等について、その所有者（当該農用地等について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下同じ。）から農地中間管理権の設定を行いたい旨の申出があったときは、当該申出に係る農地中間管理権の取得に関する協議を行うものとする。
- 5 公社は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合は、農用地等の所有者に対し農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。
- 6 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- 7 農地中間管理権の期間については、転貸先の経営の安定・発展に配慮して、原則として10年以上となるようにするものとする。ただし、所有者がこれよりも短い期間を希望する場合等には、協議により短期の借受けを行うことができる。

- 8 公社は、利用意向調査によって機構への貸付の意向が示された遊休農地や、機構と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、雑草・雑木、土石、汚染された土壌の除去等の遊休化の解消に向けた措置が講じられれば借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。

(貸付先決定の方法)

第8条 公社は、農用地利用配分計画の策定や、市町村による機構を經由した賃貸権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（以下「集積計画一括方式」という。）への同意による、農地中間管理事業により貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 一 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
 - 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
 - 三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
 - 四 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。
- 2 公社は、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するものとする。
- 3 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとし、そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件（品目・面積）との適合性により順次協議するものとする。
- 4 第3項以外の場合は、まず借受希望者の農用地希望区域の適合性により協議を行うものとし、そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件（品目、面積）との適合性、担い手の区分、現在経営している農用地等との位置関係により順次協議するものとする。
- 5 貸付先の決定方法の詳細は別に定める。
- 6 貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

7 農用地等の貸付に当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

8 公社は、都道府県知事への農用地利用配分計画の認可申請や市町村の農用地利用集積計画への同意協議に当たっては、借受希望者の募集、地域農業者の協議の場、戸別訪問、電話・メール・インターネットその他の方法を通じて、あらかじめ利害関係人の意見を聴くものとする。

(貸付先の変更)

第9条 公社は、貸付先の決定後に貸借期間の延長等が生じた場合には、農用地利用配分計画により変更するものとする。なお、変更を行う場合には新たに貸付者の選定を行わないものとする。

(利用者の再設定)

第10条 公社は、地域における農用地の利用を最適な状態とする観点から、農地中間管理権を取得した農用地等の利用の再配分を適切に行うものとする。

(賃料の水準等)

第11条 公社が農地中間管理事業により農用地等を借り受ける場合における賃料及び貸し付ける場合における賃料については、当該地域における整備状況等と同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、公社が相手方と協議の上決定するものとする。

2 公社の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

(契約等の解除)

第12条 公社は、その有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、和歌山県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

一 農地中間管理権の取得後1年間を経過してもなお農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。

二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

2 解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、公社にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

(農用地等の利用状況の報告等)

第13条 公社は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の可否を判断するものとする。

(農用地等の利用条件改善業務の実施基準)

第14条 公社は、当該農用地等が所有者から10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、法第2条第3項第3号の業務（以下「利用条件改善業務」という。）を行うものとする。

- 一 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- 二 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。
- 三 第19条の研修事業の実施のために利用条件改善が必要となったとき。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第15条 公社の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

(市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と一体となった推進)

第16条 公社は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位である市町村とその作成に参画する農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、人・農地プランを核として一体的に業務を推進するものとする。

- 2 公社は、市町村や市町村が指定する者に、原則としてあらかじめ農業委員会の意見を聴取の上、農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。
- 3 公社は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と該当委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

(業務委託)

第17条 農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なもの（畦畔・法面の修繕、草刈り・管理耕作、相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手・借受希望者との交渉、農用地利用配分計画の作成支援、利用条件改善業務の実施、賃料の収受・支払、データ管理、広報等、中間管理業務の実施等）について、公社は、市町村、地域農業再生協議会、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に対し、委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

- 2 業務委託にあたっては、競争入札等により、委託コストの削減に努めつつ、業務を適正かつ確実に実施することができる者として、都道府県知事が指定した者への委託を進めるものとする。

(農用地利用改善事業)

第18条 公社は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び公社に限る旨を、農業経営基盤強化促進法第23条に基づく農用地利用規程に定めようとする場合には、必要に応じて、市町村等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。

- 2 公社は、事前に、農地中間管理権の取得について第4条の基準に即して、また、農用地の利用の集積を進めるべき認定農業者が適切に位置づけられているかを第8条の貸付先決定方法に即して、それぞれ調整を行った上で、当該農用地利用規程に対する同意をするものとする。

(研修事業)

第19条 公社は、農地中間管理権を取得した農用地等において、必要に応じて新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者（以下「新規就農希望者等」という。）に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うことができるものとする。

- 2 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね3年以内とする。
- 3 本事業は、普及指導組織、県農林大学校及び就農支援センター、市町、市町農業委員会、農業協同組合、地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。
- 4 研修の実施に当たっては、新規就農希望者等が効率的かつ安定的な農業経営を目指し、青年等就農計画の認定を受けるよう促すものとする。
- 5 公社は、新規就農希望者等の農業の技術又は経営方法の習得状況を見極めたうえ、当該新規就農希望者等が希望する場合は、当該研修に係る農用地等の貸付けに配慮するものとする。

(農地中間管理事業評価委員会)

第20条 公社の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

- 2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見をこの法人の代表者に述べるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事業計画等)

- 第21条 公社は、法第9条第1項の規定に基づき、毎事業年度開始前に、農地中間管理事業に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、和歌山県知事の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 公社は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書をインターネットを利用して公表するものとする。
 - 3 公社は、法第9条第4項の規定に基づき、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度終了後3月以内に、和歌山県知事に提出するとともに、これらをインターネット等を利用して公表するものとする。

(区分経理)

- 第22条 公社は、農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、当該事業に係る経理と農地中間管理事業に係る経理とを区分して整理するものとする。
- 2 公社は、農地貸付信託事業を行っている場合には、他の農地中間管理事業に係る経理と区分して経理するとともに、農地貸付信託事業に係る経理においては、貸付信託契約ごとに、その収支を明らかにするものとする。

(帳簿の記載)

- 第23条 公社は、法第11条の規定に基づき、農地中間管理権を保有する農用地等ごとに、貸付条件、賃貸料の受領額及び受領の年月日、賃借料の支払額及び支払いの年月日その他必要な事項を記載し、これを5年間保存するものとする。

(事業の休廃止)

- 第24条 公社は、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、和歌山県知事の認可を受けるものとする。

(不適正な事案が生じた場合の対応)

- 第25条 公社は、農地中間管理事業の実施にあたって、個人情報情報の漏えいや賃料の誤收受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに都道府県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。

(附則)

この規程は、和歌山県知事の認可があった日から施行する。(平成26年6月4日)

この規程は、和歌山県知事の認可があった日から施行する。(平成27年5月14日)

この規程は、和歌山県知事の認可があった日から施行する。(平成29年9月20日)

この規程は、和歌山県知事の認可があった日から施行する。(令和元年11月1日)

この規程は、和歌山県知事の認可があった日から施行する。(令和2年4月1日)

この規程は、和歌山県知事の認可があった日から施行する。(令和3年4月1日)